

新型コロナウイルス感染症に関する組合員活動ガイドライン

2023-5-8 改定
生活協同組合コープしが

1. はじめに

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更後において、行政の方針を参考にして感染対策をしつつ、コロナ禍以前にも増して安全にかつ楽しく組合員の活動がすすめられることを目的としています。

2. 組合員活動の範囲

組織活動（コープしが主催の活動）／エリア協議会／地域委員会／組合員活動委員会／産直・商品普及委員会／商品開発検討委員会／ふくしのなかま／チーム活動／ひろば活動／コープ倶楽部／ささえあい活動／託児協力員

3. 感染警戒レベルに対する考え方について

1) 今後、警戒レベルにより、このガイドラインを見直すことがあります。

4. 組合員の活動全般における基本的な感染対策について

1) 参加者各自において、活動当日の健康状態のチェックをしましょう。
発熱、倦怠感、咳、頭痛など体調不良の場合は活動に参加しないようにしてください。

2) マスクの着用は個人の判断に委ねます。

3) 有効とされる基本的感染対策をしましょう。

- ①手洗い等の手指衛生につとめましょう。
- ②適時、換気をおこないましょう。
- ③「三つの密」の回避するため、人と人との距離を確保しましょう。

4) 参加人数の上限は使用する会場の収容人数までにしてください。
・使用する会場のルールもあわせて確認し、それに従うようにしてください。

5. 個別の活動に関する感染防止対策について（個別対策）

1) 食品の調理や飲食を伴う活動について

- ①試食商品の提供方法は、大皿盛りでのセルフ方式ではなく、有人対応もしくは個別に盛って提供をするようにします。
- ②調理や試食による学習を行う場合は、手指消毒を徹底し、マスク・エプロン・三角巾・手袋を着用します。

2) 託児について

- ①外部の託児事業者による託児は、各事業者で策定されている感染防止策を確実に実施することを前提とします。
- ②「託児協力員」の活動による託児は、これまでから実施している「託児研修会」において、託児の子どもさんとともに協力員自身の安全と健康を守るため、感染症対策の知識を学んでいただくことをもって随時活動を実施します。

以 上

【参考：内閣官房HPより】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について（ポイント）

今後の方針

新型コロナウイルスの感染対策は、令和5年5月8日より現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に変更されます。

- ① マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- ② 政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

<基本的感染対策に関する変更方針（ポイント）>

	現在	今後（5月8日以降）
新型コロナウイルスの感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等	・（基本的対処方針は廃止） ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・（業種別ガイドラインは廃止） ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組

- 基本的感染対策について、今後は、政府として一律に対応を求めることはせず、個人や事業者が自主的に判断して実施することが可能となるよう以下の内容について情報提供していきます。

<基本的感染対策と今後の考え方>

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。一定の場合にはマスク着用を推奨（2/10政府対策本部決定参照）
手洗い等の手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナウイルスの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避 「人と人との距離の確保」	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

個人や事業者における基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策を検討ください。

<考慮に当たった観点>

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（※）の有効性
※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど
- ・実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複・代替可能性 など

- 事業者においても、今後は、政府として一律に対応を求めることはせず、各事業者の判断に資することが可能となるよう以下の情報を示していきます。

<現在行われている対応（例）と今後の考え方等>

対応（例）	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	政府として一律に求めることはしない
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	対策の効果（左欄参照）、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の可否を判断
アクリル板、ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	

現在、内閣官房より業種別ガイドラインの見直しのためのポイントを各業界に提示・周知しています。

- <例>
- ・【共有部のトイレ】ハンドドライヤーは、使用できる
 - ・【ビュッフェスタイルでの飲食物提供時】取り分け用のトング等を共有する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う（使い捨て手袋の着用は求めない）